

利用者のために

1 調査目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)、統計法施行令(平成20年政令第334号)及び学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)に基づいて実施される基幹統計調査である。

3 調査の範囲

学校調査	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校
学校通信教育調査	通信制課程を置く高等学校
不就学学齢児童生徒調査	不就学の学齢児童及び学齢生徒
学校施設調査	国立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校 公立の専修学校及び各種学校
卒業後の状況調査	中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部・高等部の卒業生

(大学・高等専門学校・国立の諸学校は、国が直接調査・集計する。)

4 調査事項

学校調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者及び卒業生数等
学校通信教育調査	学校数、生徒数、教職員数等
不就学学齢児童生徒調査	就学免除者・猶予者等
学校施設調査	学校の土地及び建物の面積
卒業後の状況調査	卒業生の進学・就職等の状況

5 調査の期日

平成25年5月1日現在(ただし、「卒業後の状況調査」は、平成25年3月に卒業した者の平成25年5月1日現在の状況である。)

6 利用上の注意

(1) 資料について

① 平成24年度以前の数値は、原則として「学校基本調査報告書」(文部科学省)による。
ただし、同報告書に掲載されていない数値は、県集計表、国立学校の資料による。

② この数値は県における集計数値であり、文部科学省が公表する「学校基本調査報告書」の数値が確定値となる。

(2) 使用した符号等

① 「-」計数がない場合、「0.0」計数が単位未満の場合、「…」計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合、「△」マイナス

② 構成比については、小数第2位を四捨五入しているため、内訳を合計しても100.0にならない場合がある。

7 用語の説明

① 単式学級

同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

② 複式学級

2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

③ 特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級をいう。

学級の種類は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害及び自閉症・情緒障害の7種類である。(平成19年度までは「75条の学級」として調査)

④ 長期欠席者

平成25年3月31日現在の在学者のうち、平成24年度間(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間)に連続し、又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいう。

- ・病気 …………… 本人の心身の故障等(けがを含む。)のため欠席した者
- ・経済的理由 …… 家計が苦しく教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で欠席した者
- ・不登校 …………… 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者
なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものとする。
- ・その他 …………… 上記のいずれにも該当しない者

※具体例 「保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情」、「外国での長期滞在、国内・外への旅行のため」「欠席理由が2つ以上あり、主たる理由を特定できない者」等

ただし、平成24年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外している。

⑤ 帰国児童・生徒

海外勤務者等の子どもで、引き続き1年を超える期間海外に在留し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に帰国した児童・生徒をいう。なお、海外勤務者等とは、日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等に勤務又は海外において研究・研修を行うことなどを目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者で日本に帰国した者をいう。

⑥ 負担法による者

公立学校の職員で県費負担に係る県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法による職員をいう。

負担法第1条において、市町村立の小学校・中学校・中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・寄宿舎指導員・講師・学校栄養職員及び事務職員の給料その他手当等は、都道府県の負担とすることになっている。

⑦ 就学免除者及び就学猶予者

平成25年5月1日現在、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。

⑧ 高等学校等進学者

高等学校本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。

⑨ 大学等進学者

大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(全科履修生)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。

⑩ 専修学校(高等課程)進学者

専修学校の高等課程(中学校卒業程度を入学資格とする課程)へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。

⑪ 専修学校(専門課程)進学者

専修学校の専門課程(高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。)へ進学した者及び進学し、かつ、就職した者をいう。

⑫ 専修学校(一般課程)等入学者

専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校(予備校等)に入学した者及び入学し、かつ、就職した者をいう。

⑬ 公共職業能力開発施設等入学者

公共職業能力開発施設等へ入学した者及び入学し、かつ、就職した者をいう。

⑭ 就職者

進学者及び専修学校等に入学した者以外で給料、賃金、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝いや臨時的な仕事に就いた者は含まない。

⑮ 一時的な仕事に就いた者

臨時的な収入を得る仕事(アルバイト、パート等)に就いた者をいう。

⑯ 左記以外の者

家事手伝いをしている者、外国の学校等に入学した者、進路が未定であることが明らかな者をいう。

⑰ 入学志願者

高等学校、大学等に願書を提出した者をいう。同一人が2校又は2課程(学部・学科)以上に願書を提出した場合も1名とする。同一人が複数の学校や課程等に入学を志願して、そのいくつかの学校や課程等に合格した場合は、実際に進学した学校や課程等を入学志願先として扱う。ただし、いずれの学校や課程等にも不合格の場合には、第一志望を入学志願先として扱う。

⑱ 県民局別

次の3区分による。

- ・備前県民局 … 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
- ・備中県民局 … 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
- ・美作県民局 … 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町